

# 特別養護老人ホームしょうぶ苑 料金表 (1割負担)

令和8年3月1日現在

《ユニット》

単位:円

要介護度	1日あたり						1月あたり	所得段階区分	1日あたり			月額 (30日)
	サービス費	個別機能訓練加算(Ⅰ)	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	看護体制加算(Ⅰ)イ	看護体制加算(Ⅱ)イ	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	生活機能向上連携加算(Ⅱ)		食費	居住費	日額合計	
要介護1	670	12	18	6	13	101	100	第1段階	300	880	2,000	60,104
								第2段階	390	880	2,090	62,804
								第3段階①	650	1,370	2,840	85,304
								第3段階②	1,360	1,370	3,550	106,604
								第4段階以上	1,445	1,893	4,158	124,844
要介護2	740	12	18	6	13	111	100	第1段階	300	880	2,080	62,498
								第2段階	390	880	2,170	65,198
								第3段階①	650	1,370	2,920	87,698
								第3段階②	1,360	1,370	3,630	108,998
								第4段階以上	1,445	1,893	4,238	127,238
要介護3	815	12	18	6	13	121	100	第1段階	300	880	2,165	65,063
								第2段階	390	880	2,255	67,763
								第3段階①	650	1,370	3,005	90,263
								第3段階②	1,360	1,370	3,715	111,563
								第4段階以上	1,445	1,893	4,323	129,803
要介護4	886	12	18	6	13	131	100	第1段階	300	880	2,246	67,491
								第2段階	390	880	2,336	70,191
								第3段階①	650	1,370	3,086	92,691
								第3段階②	1,360	1,370	3,796	113,991
								第4段階以上	1,445	1,893	4,404	132,231
要介護5	955	12	18	6	13	141	100	第1段階	300	880	2,325	69,851
								第2段階	390	880	2,415	72,551
								第3段階①	650	1,370	3,165	95,051
								第3段階②	1,360	1,370	3,875	116,351
								第4段階以上	1,445	1,893	4,483	134,591

※介護職員等処遇改善加算 計算式 サービス費総額【単価】×利用日数×140/1,000=介護職員等処遇改善加算【単位】(小数点以下四捨五入)

(例)要介護3 { ( 815 + 12 + 18 + 6 + 13 ) × 30日 + 100 } × 140/1,000 = 3,642.8

なお、利用日数により介護職員等処遇改善加算の単位は変動します。

※所得段階区分とは、介護保険料における区分のことです。

※医師の食事箋に基づく腎臓病食や糖尿病食などの提供を行った場合は、サービス費に1回につき6円加算されます。(1日に3回を限度とする)

※入所から30日間に限り、サービス費に30円加算されます。

※退所時情報提供加算250円(1回のみ)

※看取り介護を行った場合は、死亡日以前31日以上45日以下については、1日につき72円、死亡日以前4日以上30日以下については、1日につき144円、死亡日前日及び前々日については1日につき680円、死亡日については1,280円加算されます。

※入所期間中に入院または自宅に外泊した期間の取り扱いについては、介護保険給付の取り扱いに応じた金額になります。

※預金管理料として1日70円を徴収します。

※テレビ等の個人用の電気製品を使用の場合、下記に定めた金額を徴収します。

なお、下記項目以外の場合は、応相談とさせていただきます。

	項目	単価
電気代	コタツ	120円/1日
	テレビ	80円/1日
	電気毛布・加湿器・除湿器	40円/1日
	パソコン・携帯電話・タブレット	30円/1日
	電気あんか	10円/1日

《利用料の負担軽減について》

- ①所得段階区分に応じて食費および居住費に上限額が設けられます(一覧表の通り)。
- ②所得が低く、かつ一定要件を満たす方には社会福祉法人の実施する減額制度が適用になります。
- ③利用料の半額が医療費控除の対象となります。

# 特別養護老人ホームしょうぶ苑 料金表 (2割負担)

令和8年3月1日現在

単位:円

《ユニット》

要介護度	1日あたり							1月あたり	所得段階区分	1日あたり			月額 (30日)
	サービス費	個別機能訓練加算(Ⅰ)	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	看護体制加算(Ⅰ)イ	看護体制加算(Ⅱ)イ	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	生活機能向上連携加算(Ⅱ)			食費	居住費	日額合計	
要介護1	1,340	24	36	12	26	202	200	第1段階	300	880	2,820	84,808	
								第2段階	390	880	2,910	87,508	
								第3段階①	650	1,370	3,660	110,008	
								第3段階②	1,360	1,370	4,370	131,308	
								第4段階以上	1,445	1,893	4,978	149,548	
要介護2	1,480	24	36	12	26	222	200	第1段階	300	880	2,980	89,596	
								第2段階	390	880	3,070	92,296	
								第3段階①	650	1,370	3,820	114,796	
								第3段階②	1,360	1,370	4,530	136,096	
								第4段階以上	1,445	1,893	5,138	154,336	
要介護3	1,630	24	36	12	26	243	200	第1段階	300	880	3,151	94,726	
								第2段階	390	880	3,241	97,426	
								第3段階①	650	1,370	3,991	119,926	
								第3段階②	1,360	1,370	4,701	141,226	
								第4段階以上	1,445	1,893	5,309	159,466	
要介護4	1,772	24	36	12	26	263	200	第1段階	300	880	3,313	99,582	
								第2段階	390	880	3,403	102,282	
								第3段階①	650	1,370	4,153	124,782	
								第3段階②	1,360	1,370	4,863	146,082	
								第4段階以上	1,445	1,893	5,471	164,322	
要介護5	1,910	24	36	12	26	282	200	第1段階	300	880	3,470	104,302	
								第2段階	390	880	3,560	107,002	
								第3段階①	650	1,370	4,310	129,502	
								第3段階②	1,360	1,370	5,020	150,802	
								第4段階以上	1,445	1,893	5,628	169,042	

※介護職員等処遇改善加算 計算式 サービス費総額【単価】×利用日数×140/1,000＝介護職員等処遇改善加算【単位】(小数点以下四捨五入)

(例)要介護3 (1,630 + 24 + 36 + 12 + 26) × 30日 + 200 } × 140/1,000 = 7,285.6

なお、利用日数により介護職員等処遇改善加算の単位は変動します。

※所得段階区分とは、介護保険料における区分のことです。

※医師の食事箋に基づく腎臓病食や糖尿病食などの提供を行った場合は、サービス費に1回につき12円加算されます。(1日に3回を限度とする)

※入所から30日間に限り、サービス費に60円加算されます。

※退所時情報提供加算500円(1回のみ)

※看取り介護を行った場合は、死亡日以前31日以上45日以下については、1日につき144円、死亡日以前4日以上30日以下については、1日につき288円、

死亡日前日及び前々日については1日につき1,360円、死亡日については2,560円加算されます。

※入所期間中に入院または自宅に外泊した期間の取り扱いについては、介護保険給付の取り扱いに応じた金額になります。

※預金管理料として1日70円を徴収します。

※テレビ等の個人用の電気製品を使用の場合、下記に定めた金額を徴収します。

なお、下記項目以外の場合は、応相談とさせていただきます。

	項目	単価
電気代	コタツ	120円/1日
	テレビ	80円/1日
	電気毛布・加湿器・除湿器	40円/1日
	パソコン・携帯電話・タブレット	30円/1日
	電気あんか	10円/1日

《利用料の負担軽減について》

- ①所得段階区分に応じて食費および居住費に上限額が設けられます(一覧表の通り)。
- ②所得が低く、かつ一定要件を満たす方には社会福祉法人の実施する減額制度が適用になります。
- ③利用料の半額が医療費控除の対象となります。

# 特別養護老人ホームしょうぶ苑 料金表 (3割負担)

令和8年3月1日現在

《ユニット》

単位:円

要介護度	1日あたり							1月あたり	所得段階区分	1日あたり			月額 (30日)
	サービス費	個別機能訓練加算(Ⅰ)	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	看護体制加算(Ⅰ)イ	看護体制加算(Ⅱ)イ	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	生活機能向上連携加算(Ⅱ)			食費	居住費	日額合計	
要介護1	2,010	36	54	18	39	303	300	第1段階	300	880	3,640	109,511	
								第2段階	390	880	3,730	112,211	
								第3段階①	650	1,370	4,480	134,711	
								第3段階②	1,360	1,370	5,190	156,011	
								第4段階以上	1,445	1,893	5,798	174,251	
要介護2	2,220	36	54	18	39	333	300	第1段階	300	880	3,880	116,693	
								第2段階	390	880	3,970	119,393	
								第3段階①	650	1,370	4,720	141,893	
								第3段階②	1,360	1,370	5,430	163,193	
								第4段階以上	1,445	1,893	6,038	181,433	
要介護3	2,445	36	54	18	39	364	300	第1段階	300	880	4,136	124,388	
								第2段階	390	880	4,226	127,088	
								第3段階①	650	1,370	4,976	149,588	
								第3段階②	1,360	1,370	5,686	170,888	
								第4段階以上	1,445	1,893	6,294	189,128	
要介護4	2,658	36	54	18	39	394	300	第1段階	300	880	4,379	131,673	
								第2段階	390	880	4,469	134,373	
								第3段階①	650	1,370	5,219	156,873	
								第3段階②	1,360	1,370	5,929	178,173	
								第4段階以上	1,445	1,893	6,537	196,413	
要介護5	2,865	36	54	18	39	423	300	第1段階	300	880	4,615	138,752	
								第2段階	390	880	4,705	141,452	
								第3段階①	650	1,370	5,455	163,952	
								第3段階②	1,360	1,370	6,165	185,252	
								第4段階以上	1,445	1,893	6,773	203,492	

※介護職員等処遇改善加算 計算式 サービス費総額【単価】×利用日数×140/1,000＝介護職員等処遇改善加算【単位】(小数点以下四捨五入)

(例)要介護3 (2,445 + 36 + 54 + 18 + 39) × 30日 + 300 } × 140/1,000 = 10,928.4

なお、利用日数により介護職員等処遇改善加算の単位は変動します。

※所得段階区分とは、介護保険料における区分のことです。

※医師の食事箋に基づく腎臓病食や糖尿病食などの提供を行った場合は、サービス費に1回につき18円加算されます。(1日に3回を限度とする)

※入所から30日間に限り、サービス費に90円加算されます。

※退所時情報提供加算750円(1回のみ)

※看取り介護を行った場合は、死亡日以前31日以上45日以下については、1日につき216円、死亡日以前4日以上30日以下については、1日につき432円、

死亡日前日及び前々日については1日につき2,040円、死亡日については3,840円加算されます。

※入所期間中に入院または自宅に外泊した期間の取り扱いについては、介護保険給付の取り扱いに応じた金額になります。

※預金管理料として1日70円を徴収します。

※テレビ等の個人用の電気製品を使用の場合、下記に定めた金額を徴収します。

なお、下記項目以外の場合は、応相談とさせていただきます。

	項目	単価
電気代	コタツ	120円/1日
	テレビ	80円/1日
	電気毛布・加湿器・除湿器	40円/1日
	パソコン・携帯電話・タブレット	30円/1日
	電気あんか	10円/1日

《利用料の負担軽減について》

- ①所得段階区分に応じて食費および居住費に上限額が設けられます(一覧表の通り)。
- ②所得が低く、かつ一定要件を満たす方には社会福祉法人の実施する減額制度が適用になります。
- ③利用料の半額が医療費控除の対象となります。